

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第19号

建設委員会

受理年月日	令和7年6月3日
件名	映像表示装置（デジタルサイネージ、LEDビジョン等）設置についての屋外広告物条例改正の陳情
陳 情 人	
富山市丸の内二丁目2-3 中林 達男	
陳 情 要 旨	
[趣旨] ①映像表示装置（デジタルサイネージ、LEDビジョン、プロジェクター等）を用いた広告物設置については、現在は看板と同じであり独自の基準がない。看板の基準に上乘せとなる新しい基準を設けてほしい。 ②特に周辺の環境に大きな影響を及ぼす大型LEDビジョン等の設置については、事前協議の段階で審査会を設けて、周辺地域の状況や設置位置を十分に審議してほしい。また、住民に詳細を周知し、第2種許可地域であっても民家がある場合は住民を優先し、民家に光の当たる大型LEDビジョンは認めないでほしい。 [理由] 3月末、住民に知らされないで突然、民家の向かいに大型LEDビジョン（3.84メートル掛ける7.2メートル）が設置され、民家に向けて強烈な光を伴う映像が早朝から夜まで流れました。 富山市屋外広告物条例にかなった設置であり、富山市景観まちづくり計画（令和5年に改正した）により市も指導しているから、光害にならないよう双方で話してくださいということでした。 しかし、いくら調整しても大型LEDビジョンは点滅、動光、過剰な光は起こります。点灯時、映像の光を受け続けることや、窓から20数メートルのところに大型LEDビジョンがあるという経験も初めてであり、住民は困惑しています。 事業者も消灯、減光など譲歩していますが、ビジョンを運営しなければなりません。解決は難しいです。 住民にも事業者にも不利益が大きいので、民家に光が当たる大型LEDビジョンは認めるべきではありません。このようなことが二度と起こらないように、条例を改正して映像表示装置を設置する際には慎重を期してもらいたいです。 金沢市では条例の中に映像表示装置についての項目があります。条例改正には環	

境部にも協力していただき、光害についてもぜひ加えていただきたいと思います。